

○十日町市中小企業人材育成支援事業補助金交付要綱

平成17年4月1日

告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、十日町市補助金等交付規則(平成17年十日町市規則第64号)に定めるもののほか、市内の中小企業の人材育成を推進し、能力開発及び技術力の向上を図るため、中小企業大学校等各種研修機関の実施する研修を受講した場合の受講料の補助に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に事業所を有する中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定するもの)の事業主とする。

(補助金の交付)

第3条 補助金の交付は、各種研修機関において中小企業従業者を対象とする研修を受講した場合に、その受講料の一部に対して予算の範囲内で補助金を交付することとする。

(補助金の交付基準)

第4条 補助金の交付基準は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象 当該年度内一事業所当たり延べ3人までとする。
- (2) 補助率等 研修受講料の3分の1とする。ただし、上限は受講生1人1回当たり1万円とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ中小企業人材育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を、当該研修内容及び受講料が明記された要綱等の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合には、速やかに内容を審査して、補助金交付の可否を決定し、中小企業人材育成支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知することとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第7条 申請者は、研修が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて実績報告を

しなければならない。報告は、中小企業人材育成支援事業補助金実績報告書兼補助金請求書(様式第3号)により行うこととし、同時に同様式により補助金の請求をすることとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が不当な手段により交付決定を受けた場合は、交付決定を取り消すこととする。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の十日町市中小企業大学校等受講料補助金交付要綱(平成10年十日町市制定)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月11日から施行する。